

第2号

2015年
5月22日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

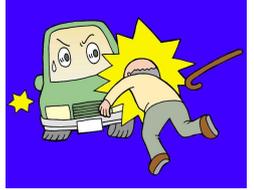
県内の交通事故発生状況

《平成27年4月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	2,041	28	2,641
前年	2,156	24	2,768
増減	-115	+4	-127

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	522	13	359
前年	539	17	377
増減	-17	-4	-18

前年に比べて交通事故の件数や傷者は減少していますが、死者は増加しています。特に、高齢者以外(65歳未満)の方の死者が増加しています。

5月は自転車安全利用月間です！

自転車の安全利用について考えましょう！！



自転車事故は、平成27年4月末現在、298件(前年比-7件)発生しており、3人が死亡(前年比-2人)、傷者は296人(前年比-10人)となっています。

前年に比べて減少していますが、自転車の事故をさらに減らすために、車の運転者、自転車利用者がお互いに努力しましょう。

事故事例

発生日時 4月上旬 昼間
発生場所 彦根市

交差点で左折時に自転車と衝突

運転者は、右左折するときには特に安全確認を徹底しましょう。

横断歩道や自転車横断帯に歩行者や自転車がないかよく見ましょう。

普通乗用自動車
70歳代 男性
怪我なし

自転車も横断歩道を渡る前には、安全確認して、場合によっては停止して、待つようにしましょう。

自転車
60歳代 女性 死亡

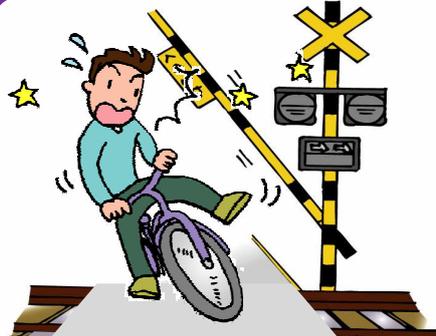
交差点は事故の多いところです。平成27年4月末現在、676件の事故が発生、死者は12人、傷者は798人となっています。

平成27年
6月1日
から

道路交通法の改正により 自転車運転中に「危険なルール違反」をくり返すと
自転車運転者講習 を受けることになります！！

自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視

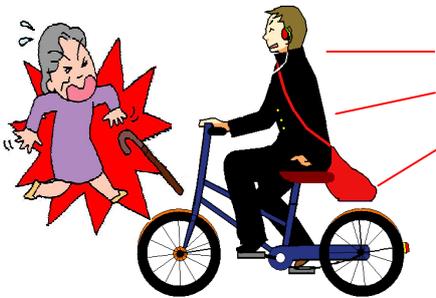


遮断踏切立入り

歩道通行時の 通行方法違反



指定場所一時不停止等



制動装置（ブレーキ） 不良自転車運転

酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

1 自転車運転者が
危険行為をくり返す。
★3年以内に2回以上



2 交通の危険を防止
するため、都道府県公安
委員会が自転車運
転者に講習を受けるよ
うに命令。

3 講習の受講
● 講習時間
3時間
● 講習手数料
5,700円（標準額）

■ 受講命令違反
5万円以下の罰金

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp